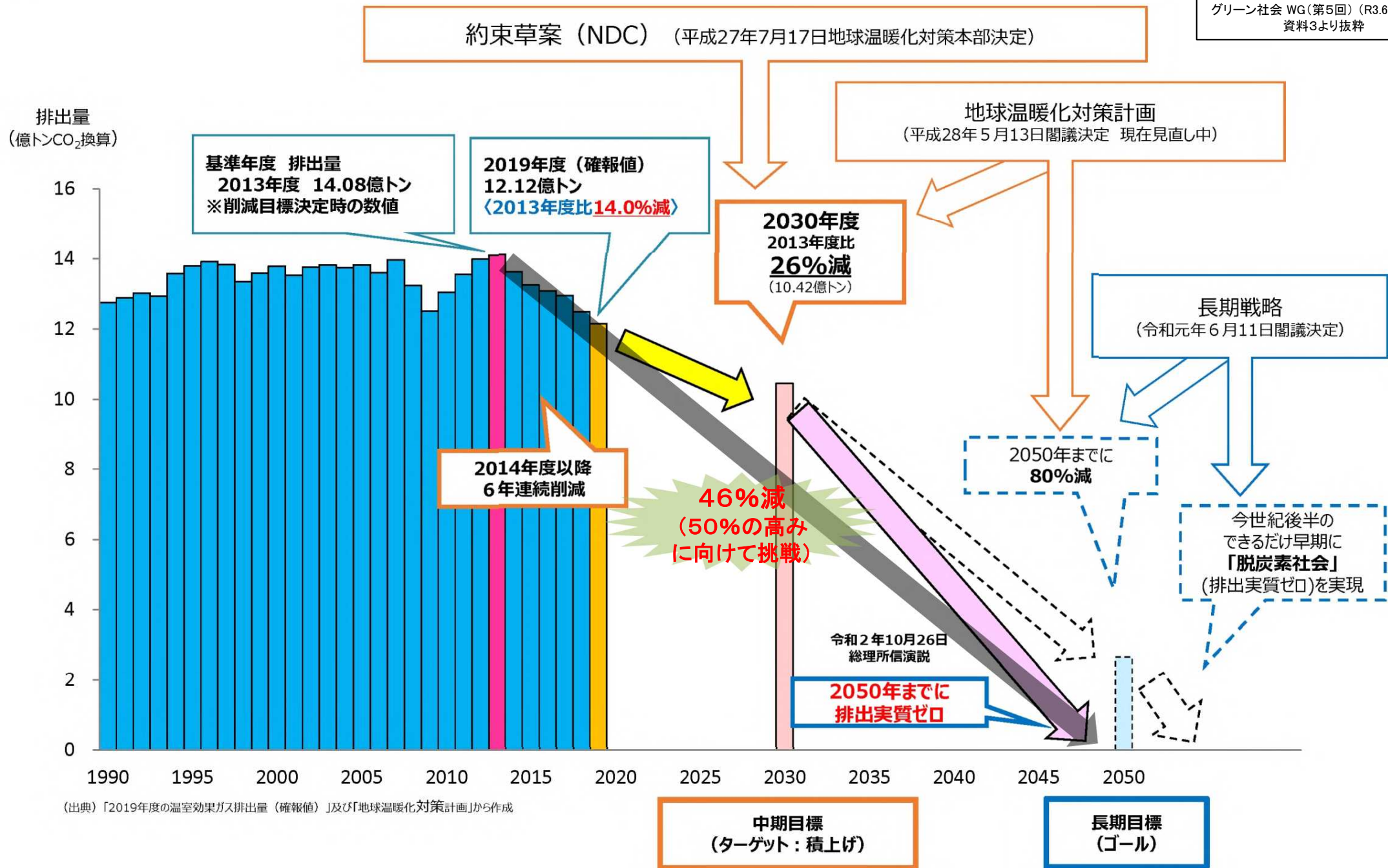


# 最近の直轄工事の調達における取組

---

# (参考) 我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的に目指す目標

国土交通省社会資本整備審議会及び  
交通政策審議会 環境部会及び技術部会  
グリーン社会 WG(第5回) (R3.6.18開催)  
資料3より抜粋



(出典) 「2019年度の温室効果ガス排出量 (確報値)」及び「地球温暖化対策計画」から作成

資料: 「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会(第1回)」(令和3年4月19日)資料より国土交通省総合政策局作成

# 国土交通省環境行動計画の改定について

- 政府の地球温暖化対策計画、気候変動適応計画の改定等を踏まえ、国土交通省の環境関連施策の実施方針を定める「環境行動計画」(現行2014年策定、17年改定)を改定(大臣決定)【新計画期間:2030年度まで】
- 「**脱炭素社会**」、「**気候変動適応社会**」、「**自然共生社会**」、「**循環型社会**」の実現に貢献するための施策を強化

## 国土交通省の取組

2021年7月 「国土交通グリーンチャレンジ」作成

### 《施策の充実・強化》

- 建築物省エネ法の改正による住宅等の省エネ基準適合義務化、省エネ基準の段階的な水準引上げ等
- カーボンニュートラルポート形成計画策定マニュアルの策定
- 国際海運2050年カーボンニュートラルを目指し、技術開発・実証を支援、IMOでの議論を主導

など

### 《施策の目標の具体化》

部門別CO2削減目標(※)の達成に向けた関連施策等のKPIを設定(85項目)

(※)地球温暖化対策計画に位置づけ

#### 【主なKPIの例】

- ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合  
【6%(2013年度)⇒30%(2030年度)】
- ・新車販売台数に占める次世代自動車の割合  
【23.2%(2013年度)⇒50~70%(2030年度)】
- ・省エネに資する船舶の普及隻数  
【1080隻(2030年度)】

## 政府全体の取組

2021年10月閣議決定

- ・地球温暖化対策計画の改定
- ・エネルギー基本計画の改定
- ・パリ協定長期戦略の改定
- ・気候変動適応計画の改定

など

(参考)国際社会の主な動き

- IPCC第6次評価報告書
  - ・1.5°Cシナリオにより極端現象は相当程度抑えられる
- COP26(グラスゴー気候合意)
  - ・1.5°Cに抑える努力を追求
  - ・我が国のNDC(国が決定する貢献)を提出

2021年12月(予定) 「国土交通省環境行動計画」改定

## グリーン社会の実現に向けた「国土交通グリーンチャレンジ」(R3.7.6決定)

### 2. 国土交通グリーンチャレンジにおいて分野横断・官民連携により取り組む重点プロジェクト

#### (6) インフラのライフサイクル全体でのカーボンニュートラル、循環型社会の実現

- インフラ分野におけるライフサイクル全体の観点からのCO<sub>2</sub>排出状況の把握手法に関する調査検討を進める。
- CO<sub>2</sub>吸収型コンクリートなど、新技術に関する品質・コスト面等の評価を行いつつ、**公共調達による低炭素材料や工法の活用促進**を図る。
- 直轄工事において**企業のカーボンニュートラルに向けた取組を評価するモデル工事等を行い**、更なる取組の推進を図る。
- インフラ・建設分野での環境負荷低減に係る技術・研究開発等を推進する。
- 短期的には、燃費性能の優れた建設機械の普及を図り、長期的には、動力源を抜本的に見直した革新的建設機械(電気、水素、バイオマス等)の認定制度を創設し、導入・普及を促進する。
- 地方公共団体の工事を施工している中小建設業へのICT施工の普及など、i-Constructionの推進等により、技能労働者の減少等への対応に資する**施工と維持管理の更なる効率化や省人化・省力化を進める**とともに、建設機械の普及等によるコスト縮減を含めた**建設現場の生産性向上の取組**を進める

## 国土交通省環境行動計画(R3.12.27決定)

### 第2章 国土交通グリーンチャレンジ

#### 2. 分野横断・官民連携により取り組む重点プロジェクト

##### (6) インフラのライフサイクル全体でのカーボンニュートラル、循環型社会の実現【課題と対応の方向性】

一旦整備されると長期間にわたって供用されるインフラ分野において、供用・管理段階でのインフラサービスにおける省エネ化のみならず、**ライフサイクル全体の観点**から、関係省庁とも連携したCO<sub>2</sub>排出の状況把握にも努めつつ、**計画・設計、建設施工、更新・解体等の各段階**において、**省CO<sub>2</sub>に資する材料活用や環境負荷低減に係る研究開発等**も含め、脱炭素化に向けた取組を強化する必要がある。省CO<sub>2</sub>に資する材料として、例えばCO<sub>2</sub>吸収型コンクリートの実用化が図られているが、コストが高く(既製品の約3倍の100円/kg)、コンクリートの中の鉄骨が錆びやすいため、用途が限定されるなどの課題があり、性能向上に向けた技術開発や低コスト化の動向を踏まえつつ、**建設業や建設素材製造業と連携して、活用促進に向けた検討を進める必要**がある。

建設施工分野におけるCO<sub>2</sub>排出量は、産業部門の約1.4%(我が国全体の約0.5%)を占めている。その削減に向けては、ICT施工による建設現場の作業時間の短縮を進めていく必要があるが、直轄の建設現場での実施率は約8割に達している一方、地方公共団体における実施率は約3割にとどまっており、ICT施工の更なる普及が必要である。さらに、カーボンニュートラルの実現に向けては、建設機械について、化石燃料を使用するディーゼルエンジンからの転換を図る必要がある。

我が国の社会経済活動を支える基盤として蓄積されてきた膨大なインフラストックの老朽化が加速する中、今後増大する維持管理・更新において、我が国が直面する人口減少社会の状況を踏まえつつ、維持管理の高度化・効率化を図るとともに、戦略的なインフラ長寿命化や省エネ・再エネ設備の導入を図ることにより、**ライフサイクル全体での省CO<sub>2</sub>化を推進する必要**がある。

# カーボンニュートラルを促進するモデル工事について

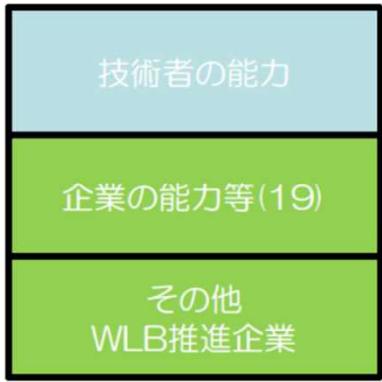
- 脱炭素社会・グリーン社会実現に資するよう、直轄工事において企業のカーボンニュートラルに向けた取組を評価するモデル工事を実施。
- 中部地方整備局の実施例では、工事契約時の実績評価と技術提案の評価、工事中の取組を完成時に成績評価、また取組を官民共同でPRする。

## ○工事契約時

### ■入札契約の1次審査において、「カーボンニュートラルに関する取組実績」を評価

#### ◇一次審査

【一般工事】



【試行工事】



- ① 燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績  
又は
  - ② SBT認定取得企業の証明
- 企業の能力等 19点のうち1点として評価
- ※燃費性能に優れた・・・低炭素型建設機械  
燃費基準達成建設機械
- ※SBT認定・・・企業が設定する温室効果ガス排出削減目標を認定機関が認めたもの

### ■入札契約の2次審査において「カーボンニュートラル推進の取組み提案」を評価

注) 工事契約時に評価したものは工事完成時評価は行わない

#### ◇二次審査

【一般工事】



【試行工事】



- <テーマ>  
当現場におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組内容及びこれに関わる評価手法
- <提案の範囲> 資材調達から工事完了まで
- <記載内容> ①建設機械に関わる取組  
②建設資材に関わる取組  
③その他 建設現場の環境に関わる取組等  
※①、②は提案内容に含める
- 最大10点を限度として評価

# カーボンニュートラルを促進するモデル工事について

## ○工事完成時(使用建機における取り組み)

### ■低炭素・低燃費建設機械(以下CN建機)の活用状況に応じ**工事成績評定**で評価

- 低炭素・低燃費建設機械は①低炭素型機械認定制度、②燃費基準達成建設機械認定制度のいずれかの認定を受けている建機

認定制度	C N 建機
低炭素型建設機械認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油圧ショベル (バックホウ)</li> <li>・ブルドーザー</li> </ul>
燃費基準達成建設機械認定制度 (2020年燃費基準達成率100%以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油圧ショベル (バックホウ)</li> <li>・ブルドーザー</li> <li>・ホイールローダ</li> <li>・ホイールクレーン※1</li> </ul> <p>※1：R4.4より認定開始</p>

- CN建機の平均使用台数率が50%を超えた場合に、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う ※技術提案事項については評価の対象としない。

## ○工事施工中～完成後(取り組みを官民共同でPR)

### ■モデル工事のPR(官民共同にてPR)

- 工事中において、**受注者・発注者共同**にて「カーボンニュートラル」の**取り組みをPR**

- ・モデル工事看板の設置
- ・先進技術事例紹介(受注者提案技術含む)
- ・現場見学会 など

※技術提案事項のPRは、受注者了解を得られたものに限る



- 工事完了後においても、発注者の承諾を得て取組み内容を企業PRとして活用可能

## 緊急提言 概要

～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～ 【抜粋】

### I. 新しい資本主義の起動に向けた考え方

～略～ 政府、民間企業、大学等、地域社会、国民・生活者がそれぞれの役割を果たしながら、格差の是正を図りつつ、民間企業が長期的な視点に立って「三方良し」の経営を行うことで、現場で働く従業員や下請企業も含めて、広く関係者の幸せにつながる、長期的に持続可能な資本主義を構築していく必要がある。全てを市場に任せるのではなく、官民が連携し、新しい時代の経済を創る必要がある。～略～ 従業員に賃金の形で分配してはじめて、消費が拡大し、消費拡大によって需要が拡大すれば、企業収益が更に向上し、成長につながる。分配戦略は、成長を支える重要な基盤である。

### II. 成長戦略 ～略～

### III. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化

#### 1. 民間部門における中長期も含めた分配強化に向けた支援

- (1) 新しい資本主義を背景とした事業環境に応じた賃上げの機運醸成
- (2) 男女間の賃金格差の解消
- (3) 労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業に対する税制支援の強化**
- (4) 労働移動の円滑化と人的資本への投資の強化
- (5) 非正規雇用労働者等への分配強化
- (6) 大企業と中小企業の共存共栄を目指した、取引適正化のための監督強化、産業界への働きかけ強化
- (7) 事業再構築・事業再生の環境整備
- (8) 新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方についての政府税制調査会における検討

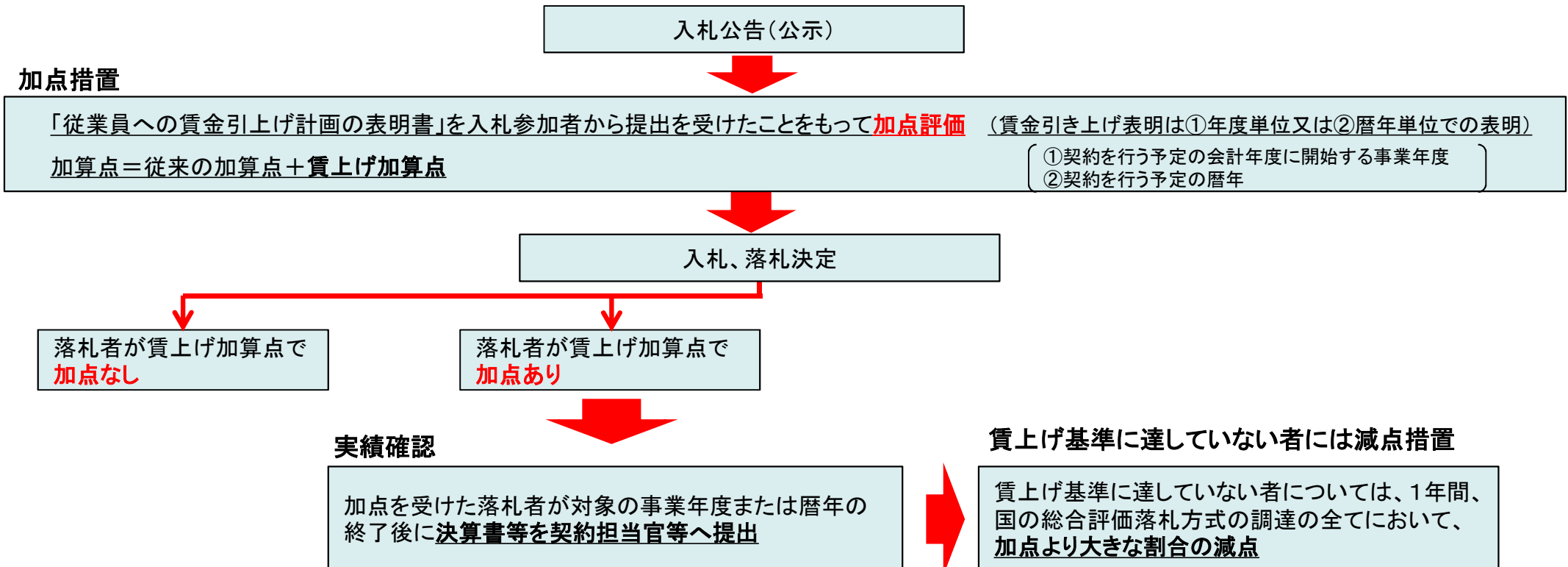
#### 2. 公的部門における分配機能の強化

- (1) 公的価格の在り方の抜本的見直し
  - ① 看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくための公的価格の在り方
  - ② 賃上げのための政府調達手法の検討**
- (2) 子ども・子育て支援
- (3) 財政の単年度主義の弊害是正

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。  
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

## ■措置の流れ





# 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 加点イメージ(工事の場合の例)

加算点の合計の5%以上となるよう加点の配点を設定 例：加算点が従来40点満点の場合：3点 (3点/43点=約7%)

■加算点の配点例 (国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用ガイドラインにおける「施工能力評価型II型」の例)

評価項目		評価基準	配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事实績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
70点以上75点未満		2点			
表彰(同じ工種区分の過去2年間の工事を対象)	表彰あり	4点	4点		
表彰なし	0点				
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事实績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	8点	8点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	4点	
		同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点		
	同じ工種区分の 4年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
75点以上80点未満		5点			
70点以上75点未満		2点			
表彰 *同じ工種区分の過去4年間の工事を対象	表彰あり	4点	4点		
表彰なし	0点				

賃上げを実施する企業に対する加点

3点

## これまでの経緯

- H26.6 公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、品確法という。)において、発注者の責務として「**計画的に発注を行う**とともに、適切な工期を設定するよう努めること。」が規定
- H27.1 品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針(以下、**運用指針**という。)」において、発注者に対し、**施工時期の平準化に努める**ことを規定
- H28.3 「i-Construction～建設現場の生産性革命～」において、**トップランナー施策のひとつ**として、「**施工時期の平準化**」を設定
- R1.6 **改正品確法**において、発注者の責務として、「**公共工事等の実施の時期の平準化**」が規定
- R2.1 **改正運用指針**において、発注者に対し、「**施工時期等の平準化**」を**必ず実施**することとして規定

## 国交省の取組

- ①国土交通省直轄工事において、**国庫債務負担行為**や**繰越明許費**を活用した

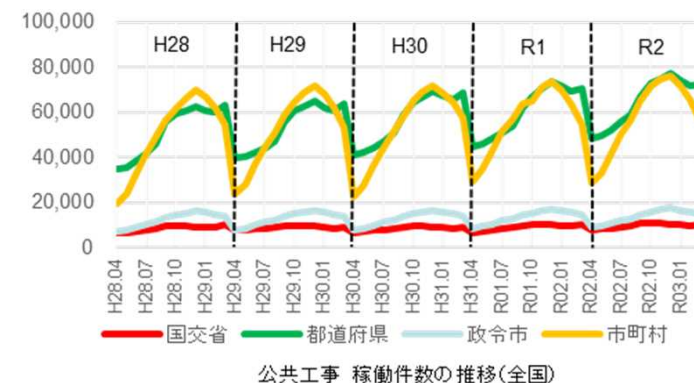
- ・適正な工期設定
- ・適切な設計変更

等を徹底

### ②国庫債務負担行為の積極的活用

R4年度予算案: **約9,700億円**  
(平準化等に資する国債設定の総額)

- ③発注機関別の平準化の進捗・取組状況を「見える化」。地域平準化率を**新・全国統一指標**に設定し、発注者協議会において継続的にフォローアップ

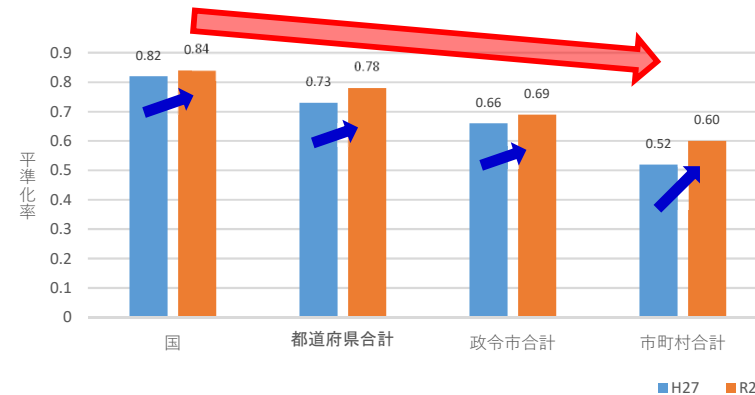


## 実績

- 令和2年度の平準化率※は、**国:0.84**、**都道府県:0.78**、**政令市:0.69**、**市町村:0.60**である。

$$\text{※平準化率} = \frac{\text{4-6月期の平均稼働件数}}{\text{年度の平均稼働件数}}$$

- 施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるものの、**市町村では未だ低い水準**となっている。

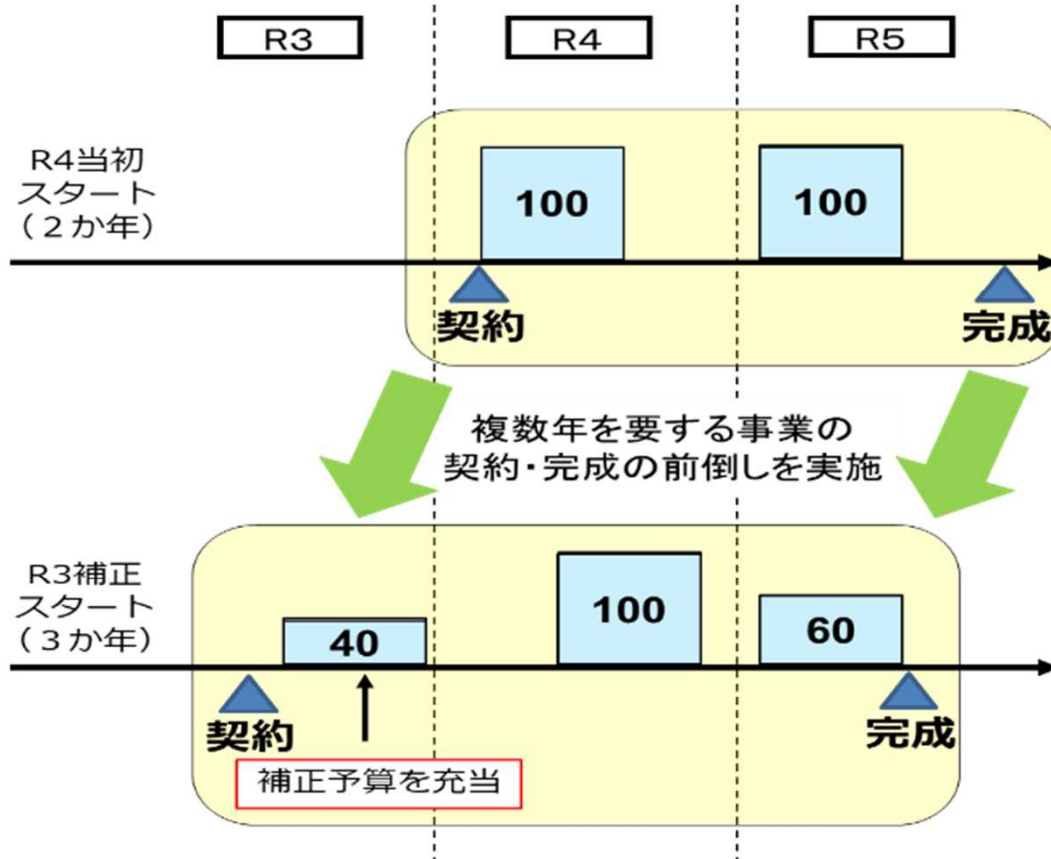


# 「事業加速円滑化国債」について

- 現行の単年度の補正予算では、1度目の繰越をしたとしても、工期が最大で1年程度となり、5か年加速化対策に含まれる、河川の樋門・樋管や排水機場、橋梁、トンネルの整備等の複数年にわたる工期が必要な事業の実施が困難。
- このため、令和3年度補正予算においては、従来の当初予算で充当する国債（国庫債務負担行為）と異なり、補正予算からスタート・支出する「事業加速円滑化国債」を設定。
- これに加えて令和4年度当初予算においても、特に入札契約手続きに長期間を要する事業等に対応するため、「事業加速円滑化国債」を設定。
- これらにより、大規模事業等の契約・完成の前倒し、計画的な事業の執行、事故繰越の縮減等の効果が見込まれる。

## ■事業加速円滑化国債のイメージ

### 補正予算スタート型



### 当初予算スタート型（ゼロ国債）

